

審判委員会規程

(目的)

第1条 この委員会は、青森県卓球連盟（以下県卓連という）の審判事業の健全な運営を図るため、規約第10条に基づき配置する。

(名称)

第2条 この委員会は、審判委員会と称する。

(事務局)

第3条 この委員会の事務局は、県卓連事務局に置く。

(構成)

第4条 この委員会の委員長は、理事の中から会長が委嘱し、委員会の委員は委員長の推薦により若干名を選出し、構成する。
また、副委員長は委員会の互選とする。
副委員長は委員長を補佐するとともに委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任務)

第5条 この委員会は、審判に関わる事業の推進に必要な事項を協議し、その事業の推進に努める。

(会議)

第6条 この委員会の会議は理事長が招集し、会議運営及び議長は委員長がこれにあたる。

(任期)

第7条 この委員会の委員の任期は県卓連役員改選期までとする。ただし、再任は妨げない。

(改廃)

第8条 この委員会の規程に関わる変更・廃止は会長が決定する。

付則

この委員会の規程は平成26年 4月 1日から施行する。

この委員会の規程は令和 4年 4月30日から一部変更実施する。

令和 6年 4月 7日から一部変更実施する。